

別 添

# 平成 30 年度特別会計財務書類の検査の結果

会 計 検 査 院 印

## 1 特別会計財務書類の検査

特別会計に関する法律(平成19年法律第23号。以下「法」という。)第19条第1項の規定に基づき、所管大臣は、毎会計年度、その管理する特別会計について、資産及び負債の状況その他の決算に関する財務情報を開示するための書類を企業会計の慣行を参考として作成し、財務大臣に送付しなければならないこととなっている(以下、この書類を「特別会計財務書類」という。)。そして、同条第2項の規定に基づき、内閣は、特別会計財務書類を会計検査院の検査を経て国会に提出しなければならないこととなっている。

会計検査院は、令和元年11月5日に、内閣から、特別会計に関する法律施行令(平成19年政令第124号。以下「施行令」という。)第35条第2項の規定に基づき、平成30年度特別会計財務書類の送付を受けた。

## 2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

会計検査院は、正確性、合規性等の観点から、<sup>(注1)</sup>17府省庁等が所管する<sup>(注2)</sup>13特別会計の平成30年度特別会計財務書類が、法、施行令、特別会計の情報開示に関する省令(平成19年財務省令第30号)、同省令第1条の規定に基づき定められた特別会計財務書類の作成基準(平成20年財務省告示第59号。以下「作成基準」という。)等に従った適切なものとなっているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、作成基準において、特別会計財務書類が、歳入歳出決算、国有財産台帳等の計数を基礎として作成されることとなっていることから、これらの資料及びその他の関係資料を確認するなどして検査したほか、<sup>(注3)</sup>13特別会計を所管する13府省庁等において会計実地検査を行った。

(注1) 17府省庁等 国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務、法務、外務、財務、文部科学、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、環境、防衛各省

(注2) 13特別会計 交付税及び譲与税配付金、地震再保険、国債整理基金、外国為替資金、財政投融资、エネルギー対策、労働保険、年金、食料安定供給、国有林野事業債務管理、特許、自動車安全、東日本大震災復興各特別会計

(注3) 13府省庁等 内閣、内閣府、復興庁、総務、法務、財務、文部科学、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、環境、防衛各省(平成30年度に東日本大震災復興特別会計の予算が措置されなかったことなどにより、特別会計財務書類を作成しなかった国会、裁判所、会計検査院及び外務省を除く。)

## 3 検査の結果の概要

検査の結果、作成基準等と異なる処理をしていて、特別会計財務書類の計上金額の表示が適切とは認められないものが、表のとおり、17府省庁等が所管する3特別会計において3事項見受けられた。この3事項の内容を示すと、次項「4 特別会計別の検査の結果」のとおりである。

なお、上記の3事項については、<sup>(注4)</sup>全て3省庁において所要の訂正が行われた。

(注4) 3省庁 復興庁、経済産業、国土交通両省

表 特別会計財務書類の計上金額の表示が適切とは認められないものの概要

番号	特別会計名 (勘定名等)	所 管	財務書類の種別	計上金額の表示が適切とは認められない 科目等名	事項	備考
1	エネルギー対策 (エネルギー需給 (連結))	内閣府、文 部科学省、 経済産業省 及び環境省	附属明細書	2 連結対象法人別の業務費用の明細	①	後掲 4(1)
2	自動車安全 (自動車事故対策 (連結))	国土交通省	連結業務費用計 算書	賞与引当金繰入額 退職給付引当金繰入額	②	後掲 4(2)
			附属明細書	2 連結対象法人別の業務費用の明細		
3	東日本大震災復興	国会、裁判 所、会計検 査院、内閣、 内閣府、復 興庁、総務 省、法務省、 外務省、財 務省、文部 科学省、厚 生労働省、 農 林 水 産 省、経済産 業省、国土 交通省、環 境省及び防 衛省	附属明細書	4 区分別収支計算書の内容に関する明細	③	後掲 4(3)

4 特別会計別の検査の結果

(1) エネルギー対策特別会計

エネルギー需給勘定(連結)

(単位：百万円)

財務書類の科目等		計上金額	適切 計上金額	事項
附属明細書				
2 連結対象法人別の業務費用の明細				
補助金等	エネルギー対策 特別会計 エネルギー需給 勘定	215,435	300,530	①
委託費	エネルギー対策 特別会計 エネルギー需給 勘定	112,334	147,891	
拠出金	エネルギー対策 特別会計 エネルギー需給 勘定	1,962	3,474	
庁費等	エネルギー対策 特別会計 エネルギー需給 勘定	2,054	2,198	
〈表示が適切とは認められない事項の説明〉				
<p>事項① 附属明細書の「連結対象法人別の業務費用の明細」において、本特別会計全体の計算整理を行う経済産業省がエネルギー需給勘定の「補助金等」、「委託費」、「拠出金」及び「庁費等」の金額を計上するに当たり、経済産業省分と環境省分とを合算した金額を計上すべきであるのに、誤って環境省分の金額を合算せず、経済産業省分のみ金額を計上していたもの(経済産業省)</p>				

(2) 自動車安全特別会計  
自動車事故対策勘定(連結)

(単位：百万円)

財務書類の科目等			計上金額	適切な金額	事項
連結業務費用計算書	賞与引当金繰入額	本会計年度	120	237	②
	退職給付引当金繰入額	本会計年度	237	120	
附属明細書					
2 連結対象法人別の業務費用の明細					
	賞与引当金繰入額	独立行政法人自動車事故対策機構	120	237	②
	退職給付引当金繰入額	独立行政法人自動車事故対策機構	237	120	
〈表示が適切とは認められない事項の説明〉					
<p>事項② 連結業務費用計算書の「賞与引当金繰入額」及び「退職給付引当金繰入額」の金額を計上するに当たり、「賞与引当金繰入額」の金額と「退職給付引当金繰入額」の金額とを取り違えたため、それぞれの計上金額が誤っていたもの(国土交通省)</p>					

## (3) 東日本大震災復興特別会計

(単位：百万円)

財務書類の科目等				計上金額	適切な 計上金額	事項
附属明細書						
4 区分別収支計算書の内容に関する明細						
(2) その他の収入の明細						
所管	款	項	相手先			
環境省	雑収入	事故由来放射性物質汚染対処費回収金収入	東京電力ホールディングス株式会社	1,282	595,293	③
	雑収入	雑収入	民間団体等	595,293	1,282	
〈表示が適切とは認められない事項の説明〉						
<p>事項③ 附属明細書の「その他の収入の明細」において、本特別会計全体の計算整理を行う復興庁が、環境省に係る「事故由来放射性物質汚染対処費回収金収入」及び「雑収入」の金額を計上するに当たり、「事故由来放射性物質汚染対処費回収金収入」の金額と「雑収入」の金額とを取り違えたため、それぞれの計上金額が誤っていたもの(復興庁)</p>						